

環第 444 号

平成 21 年 7 月 24 日

プルサーマル計画を憂慮する有志の会 様

愛媛県県民環境部環境局
原子力安全対策推進監

公開質問状に対する回答について

平成 21 年 6 月 25 日付けで提出のあった御質問について、別紙のとおり回答します。

①県は四国電力に対して、四国電力が保管しているメロックス社製MOX燃料ペレットの外径測定検査に関するすべての生データを開示するよう要請するつもりはありますか。ないとすればなぜですか。

(回答)

メロックス社における伊方3号機用MOX燃料ペレットの製造工程においては、まず、ペレットの外径が要求範囲であるかがメロックス社により確認され、要求範囲外のペレットが除外された後、さらに要求範囲を満たしたペレットについて、メロックス社、三菱重工業株及び四国電力株により抜き取り外径検査が実施されています。

国では、電気事業法に基づく輸入燃料体検査において、この検査データをすべて確認したうえで合格証を交付しています。

県としては、伊方原子力発電所環境安全管理委員会において、国からこの輸入燃料体検査結果の説明を受け、MOX燃料の健全性を確認することとしており、四国電力株に対して、MOX燃料ペレットの外径検査データの開示を要請する考えはありません。

②取得した当データを公開し、県独自のデータの分析及びMOX燃料の品質保証確認を行うつもりはありますか。ないとすれば、どうやって当該MOX燃料が安全であると担保することができるとお考えですか。

(回答)

問①でお答えしたとおり、県としては、MOX燃料ペレットの外径検査の生データを取得する考えはありません。

伊方3号機用MOX燃料については、国によりMOX燃料の健全性が確認され、7月15日、四国電力に対して、輸入燃料体検査の合格証が交付されています。

県としては、伊方原子力発電所環境安全管理委員会において、国から輸入燃料体検査結果の説明を受け、MOX燃料の健全性を確認することとしています。

③四国電力がデータを非開示とし、当該燃料の品質に関して合理的な説明を証拠をもって示さない場合、県として、同社に対してMOX燃料の装荷を断固として認めない意志はありますか。ないとすれば、MOX燃料の安全性に関して、どのようにして県民に対し説明責任を果たされるおつもりですか。

(回答) 問①、②でお答えしたとおり、伊方3号機用MOX燃料については、国によりMOX燃料の健全性が確認され、7月15日、四国電力に対して、輸入燃料体検査の合格証が交付されています。

県としては、伊方原子力発電所環境安全管理委員会において、国から輸入燃料体検査結果の説明を受け、MOX燃料の健全性を確認することとしています。

また、引き続き、プルサーマル実施の各段階において、適時、技術専門部会の開催や、技術専門部会委員に直接、国の検査に立会いただくなど、安全性の確認に努めるとともに、これらの安全確認の情報については、技術専門部会の公開や原子力情報ホームページへの掲載等により、広く県民の皆様に提供します。